

## 地域クラブ認定要件確認書

### 1 地域クラブの組織に関すること

- 濑戸内市内の生徒・児童を中心に編成されている。
- 活動拠点を瀬戸内市内としている。

※ 活動拠点を瀬戸内市外としている理由



- 営利を目的とした運営ではない。
  - 持続可能な地域クラブの運営を目指し、複数の役員等が運営に携わっている。
  - 次の内容が記載されている規約等が整備されている。
    - ・目的が記載されている
    - ・入退会について記載されている
    - ・会費について記載されている
    - ・役員（代表、会計、監事等）を置くことが記載されている
  - 複数の指導者が配置されている。
  - 以下の資格を有する指導者が1名以上配置されている。
    - ・JSPO 公認のスポーツ指導者の資格を有する。（スポーツ活動を行う団体に限る）
    - ・小学校、中学校、高等学校、義務教育学校等の教員として部活動指導等の指導実績を有する。
    - ・当該活動の指導における資格を有し、生徒の指導に対し上記と同等と認められる。
- (理由： )
- ・その他、市教育委員会が特に認める者。
- 参加者及び指導に携わる者のすべてが活動に係る傷害保険、賠償責任保険に加入している。

### 2 地域クラブの運営に関すること

- 生徒の所属校と活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、必要に応じて情報共有を行い、連携を図っている。
- 活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、休養日の設定は、週2日（休日だけ活動する場合は週1日）以上としている。
- 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定している。
- 代表者及び指導者等は、県や市が主催する指導者研修等を積極的に受講している。

## 様式2

- 学校部活動の教育的意義を継承・発展し、生徒の資質・能力の向上を主たる目的としている。また、競技性や成果のみに偏重せず、広域からの生徒招集や選抜等を実施していない。

### 学校部活動の教育的意義

- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資する活動である。
- ・スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技術の向上に資するだけではなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会もある。

- 暴言、暴力、ハラスメント等の不適切行為の防止を徹底し、人権を尊重して活動を行っている。
- 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給、休憩時間の設定等、健康・安全に配慮した運営をしている。
- 施設管理者と連携して施設・設備・用具の点検を実施するなど、安全管理に配慮した運営をしている。
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備など、危機管理体制が整備されている。
- 地域クラブに関わる役員・指導者・スタッフ等、すべての関係者が、リスク管理において責務を負っていることを自覚し、生徒の安全確保に努めている。

令和　年　月　日

地域クラブ名\_\_\_\_\_

代表者氏名\_\_\_\_\_